

物品調達及び業務委託に係る仮契約書

佐賀県（以下「甲」という。）を発注者とし、 _____
（以下「乙」という。）を受注者として、次表及び次の条項により契約を締結する。

契約件名	可搬型モニタリングポストシステム物品調達及び保守点検業務委託
数量	1 式
物品の規格及び委託業務内容	別添仕様書のとおり
契約金額	¥ — （うち消費税額及び地方消費税額 ¥ —）
契約期間	契約締結の日から令和 12 年（2030 年） 3 月 31 日（日）まで
納入場所	佐賀県環境センター（佐賀市鍋島町八戸溝 119-1）及び佐賀県環境センターが認めた場所
契約保証金	佐賀県財務規則第 115 条第 3 項第 3 号により免除

（信義則）

第 1 条 甲及び乙は、この契約の条項を信義に従い、誠実に履行するものとする。

（乙の履行義務）

第 2 条 乙は、仕様書に定める要件を満たした物品を、納入期限までに指定の場所に搬入すること。また、物品を納入するのに必要なすべての費用を負担するものとする。

2 乙は、仕様書に定める期間、納入した物品の保守点検を履行期限までに実施すること。また、保守点検委託業務の完了までに生じる必要な費用については、すべて乙の負担とする。

3 この契約の締結及び履行に関し必要な経費は、すべて乙の負担とする。

（物品の調達及び保守点検委託業務の実施方法）

第 3 条 乙は、仕様書及び甲の指示に従って物品の調達及び保守点検委託業務を実施しなければならない。

2 前項のほか、仕様書に明示されていない事項であっても、その事項が、可搬型モニタリングポストシステムの機能維持上必要なものである場合は、甲乙協議してその実施に努めるものとする。

（履行延期）

第 4 条 乙は、天災地変その他特別の事由によって期限内の履行ができないときは、遅延理由の発生後直ちに甲に対し履行の延期を要求することができる。この場合、甲がやむを得ないと認めたときは、相当日数に限りこれを承認することができる。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第5条 乙は第三者に物品調達の履行を委託し、又は保守点検委託業務を再委託し、又は契約による権利を譲渡し、若しくは義務を引き受けさせてはならない。ただし、甲の承諾がある場合については、この限りでない。

(実地調査等)

第6条 甲は、契約期間中において必要があると認めるときは、随時、業務の実施状況を調査できるものとする。この場合、乙は全面的に協力するものとする。

(危険負担)

第7条 契約履行前及び履行中の物品の滅失、損傷その他の損害については、乙の負担とする。

(物品納入の検査)

第8条 乙は、物品を納入しようとするときは、甲に申出をし、甲の指定する場所において検査を受けなければならない。

2 前項の検査は、物品納入の際、乙の立会いのもとに行うものとし、検査に合格したときは、甲は書面により乙に通知する。ただし、検査に期日を要するものについては、前項の申出があった日から10日以内に検査を行うものとする。

3 前項の規定による検査に合格しないものがあったときは、乙は、その負担で物品を取り替えなければならない。前2項の規定は本項の規定により取り替える場合について準用する。

(保守点検委託業務の検査)

第9条 乙は、仕様書で定める期間中、毎年度個別点検を実施し、点検実施後は、その結果を記載した報告書を、仕様書で定める期限までに甲に提出しなければならない。

2 甲は、乙からの前項に基づく報告書を受理したときは、報告を受けた日から10日以内にその内容を審査し、合格又は不合格の旨を乙に通知する。

3 乙は、前項の規定により不合格の通知があったときは、甲の指定する期間内にその指示に従い、これを補正しなければならない。また、前項の規定は、本項の規定による補正について準用する。

4 前項の補正に要する費用は、乙の負担とする。

(保守点検委託業務の業務完了)

第10条 乙は、前条に規定する審査に合格し、各年度の委託期間が満了したときは、遅滞なく、委託業務完了報告書を甲に提出しなければならない。

2 甲は、乙から前項の規定に基づく委託業務完了報告書を受理したときは、委託業務内容を審査し、合格又は不合格の旨を乙に通知する。

3 第9条第3項及び第4項の規定は、これを準用する。

(代金の支払)

第11条 甲は、乙が、第8条及び第10条の検査に合格した後、乙が提出する適法な請求書

を受理した日から 30 日以内に代金の支払いをするものとする。

なお、支払金額は下表のとおりとする。

期間	支払金額
契約締結の日 ～ 物品納入期限 (物品調達)	¥ — (うち消費税額及び地方消費税額¥ —)
令和 7 年 4 月 ～ 令和 8 年 3 月 (保守点検)	¥ — (うち消費税額及び地方消費税額¥ —)
令和 8 年 4 月 ～ 令和 9 年 3 月 (保守点検)	¥ — (うち消費税額及び地方消費税額¥ —)
令和 9 年 4 月 ～ 令和 10 年 3 月 (保守点検)	¥ — (うち消費税額及び地方消費税額¥ —)
令和 10 年 4 月 ～ 令和 11 年 3 月 (保守点検)	¥ — (うち消費税額及び地方消費税額¥ —)
令和 11 年 4 月 ～ 令和 12 年 3 月 (保守点検)	¥ — (うち消費税額及び地方消費税額¥ —)

- 2 甲の責に帰すべき理由により、甲が前項の支払期限までに支払わないときは、支払期限到来の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、年 2.5%の割合で算定した遅延利息を乙に支払うものとする。

(契約の解除)

第 12 条 甲は、乙がこの契約に違反した場合のほか、次に掲げる場合に該当すると認めるときは、契約を解除することができる。

- (1) 履行期間までに契約による義務を履行し終わる見込みがないとき、又は契約を履行しなかったとき。
- (2) 契約履行につき不正の行為があったとき。
- (3) 正当な理由がなく甲の指示に従わないとき。
- (4) 自己または自社の役員等が、次のアからキまでのいずれかに該当する者であること、又は次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していることが判明したとき。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 2 号）に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しないもの。

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団または暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

2 甲は、前項の規定による契約の解除によって生じた乙の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

(担保責任)

第 13 条 乙は、物品の納入後 12 ヶ月以内に正常な管理のもとにおいて生じたと認められる故障又は発見された瑕疵については、自己の負担で修理又は交換するものとする。

(損害賠償及び違約金)

第 14 条 乙は、自己の責めに帰すべき理由によって履行期間までに契約内容を履行しないときは、遅延日数につき年 2.5%の割合で算定した額の金額を履行遅延による損害賠償金として甲に支払うものとする。

2 甲は、この契約を解除したため、損害を被ったときは、乙から違約金として契約額の 10 分の 1 の額を徴収する。また、この場合において、なお損害があるときは、甲は、乙に損害賠償金を請求することができる。

(疑義の解決)

第 15 条 この契約に定める事項に疑義が生じた場合、甲及び乙が協議して定めるものとする。また、この契約に定めのない事項で必要がある場合は、佐賀県財務規則の定めるところによる。

第 16 条 この契約書は、この契約の締結に係る佐賀県議会の議決を経たときは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条第 5 項の契約書とみなすものとする。

この契約の証として本書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自 1 通を保有する。

令和 年 月 日

甲 住 所 佐賀県佐賀市鍋島町八戸溝 119-1
氏 名 佐賀県環境センター
所長 江 口 充 宏

乙 住 所
商号又は名称
代表者職氏名